平成２７年（フ）第１１３号
山口県下関市長府満珠町13番14号
債務者　大友　省吾
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
山口県下関市長府黒門東町３番Ｃ―201号
債務者　村田　美保（旧姓栗山）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
香川県高松市福田町５番地９　メゾングランディール105
債務者　太田　光一
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１６号
香川県高松市元山町124番地１　コーポ川添208
債務者　藤田　重信
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４９号
愛媛県松山市東野６丁目２番39号　ラフィーネ東野202号
債務者　山田　耕司
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６６号
愛媛県松山市西石井４丁目７番33号　コーポ上岡102号
債務者　柴田　　哲
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１３号
愛媛県新居浜市楠崎２丁目６番23号
債務者　田中　孝宗
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第４４号
愛媛県南宇和郡愛南町中川335番地９　フレグランス201号室、住民票上の住所高知県高知市高須１丁目15番44号　アゼリアⅢ１Ｆ南
債務者　小松　敏文
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第８６号
福岡県飯塚市新立岩８番40号　ロマネスクニュー飯塚305
債務者　倉光　幸子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１９２号
福岡県久留米市山本町豊田17番地９、前住所福岡県久留米市山川追分２丁目６番41号
債務者　中村　尚登
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第３０６号
宮崎市高洲町86番地６
債務者　古谷　篤男
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９９号
盛岡市南大通３丁目12番３号
債務者　中村　時哉
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１７６号
秋田市卸町４丁目６番59号　アーバンティ菅原Ⅲ102、前住所秋田県大仙市長野字下川原311番地３
債務者　佐々木拓哉（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９６号
長野県松本市梓川梓7019番地１
債務者　中澤　幸雄
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３号
長野県茅野市湖東1112番地２
債務者　関　　金郎
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第９３１号
京都市山科区大塚野溝町84番地　向陽マンション303号
債務者　中村　元気
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８０号
宮城県栗原市瀬峰荒町106番地
債務者　高橋　秀輝
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係